令和９年４月　２次利用調整

保育所（園）等利用申込み（令和9年4月入所希望）をされるみなさまへ

【今後の利用調整などの流れ】

① 申込み内容変更受付期間（２月５日 17時30分まで）

お申込みいただいた内容から希望園や希望順、希望保育期間の開始日、育児休業の延長許容による減点、兄弟姉妹同時申込みの取扱いの変更等を希望される場合は、**２月５日 17時30分まで**に「保育所（園）等利用申込み内容変更」（右の二次元コード）手続きを行ってください。　→→→→→

※２月５日17時30分から同日24時まではメンテナンス作業のため、受付けを休止します。

※第1希望の希望園変更を行った場合は、後日「申込済証」を当課より郵送しますので、第1希望の保育所（園）等に持参してください。（下記③参照）

※窓口でのお手続きの場合は２月５日の開庁時間内にお手続きください。

※郵送でのお手続きの場合は２月５日必着で「保育所（園）等利用申込み内容変更届」を提出してください。

② 不備書類等受付期間（2月5日まで）

提出書類に不備があった方や不足の書類がある方、今回提出された書類から状況に変化があった場合（退職や就労時間の変更など）も必ず、**2月5日 17時 30 分まで**に変更後の証明を受けた各種書類をご提出ください。

不備書類・追加提出書類等については不備・追加書類提出フォーム（右の二次元コード）からご提出ください。　→→→→→

※2月5日17時30分から同日24時まではメンテナンス作業のため、受付けを休止します。

※以下の書類は専用フォームからご提出いただけませんので、窓口または郵送にてご提出ください。

☒ **マイナンバーの記載があるもの**　☒ **障害児保育制度に関する「意見書」、「同意書」**

※期限後であっても状況に変化があった場合は必ず保育幼稚園入園課までご連絡・ご相談ください。**利用調整の指数等に影響がある場合は、内定取消しまたは辞退減点となります。**

③ 申込済証提出期間（2月5日まで）

第1希望の保育所（園）等に申込済証を持参してください。なお、保育所（園）等へ持参するにあたり、事前連絡が必要かどうかなどは、別紙「申込済証受取り一覧」をご確認ください。

※第2希望以降の施設で内定となる場合は市から当該施設へ申込済証の写しを提供します。

④ 利用調整結果の通知（2月下旬頃）

第2次利用調整の受付期間に新規で申込み、不備なく書類を提出し、申し込みが完了された方には、**2月下旬頃**に内定・保留問わず結果を文書で通知します。結果通知までの間に、お問い合わせをいただいても**順番や内定・保留の状況などは一切お答えできません。**

なお、保留となった方については、第3次利用調整で希望園に空きがある場合（辞退等によるもの）、引き続き利用調整の対象となります。第2次利用調整から希望園等の変更をされる場合は手続きが必要です。詳しくは、保留通知に同封する書類をご確認ください。

【裏面につづく】

【注意事項】

① 第2次利用調整で 内定 となった場合

内定となった保育所（園）等から入所説明を受ける必要があります。

内定の通知が届いたら、内定施設へ連絡し入所説明の日時や場所等を確認の上、ご参加ください。入所説明は施設から運営方針や保育の内容など重要事項の説明を受け、保護者自身で施設・保育の状況を確認する重要な場です。説明を受けない場合は内定が取り消しになることがあります。

申込み段階で重篤なアレルギーや病気、発達の遅れ等の申し出がなく、内定後に判明した場合、集団保育が著しく困難と判断された場合等も内定が取り消しになることがあります。

② 第2次利用調整で 保留 となった場合

保留後、手続きをしなければ3次利用調整の対象となります。

第2次利用調整で保留となった場合、3次利用調整で、内定となることがあります。

3次利用調整の結果は3月中旬以降を予定しています。この内定を辞退された場合も、令和9年度中を入所希望日とする利用調整において、辞退による減点対象となりますので、育児休業中の方などは勤務先と十分に調整されることをお勧めします。

なお、2次利用調整後、3次利用調整の対象にならないように、入所希望日を変更される際は、3月5日までに「保育所（園）等利用申込み内容変更」手続き（表面①）を行ってください。就労証明書の「育休延長可否」の項目で、「否」にチェックがある場合は、延長後の育児休業取得期間が記載された「就労証明書」も併せて提出ください。

3 次利用調整も保留の場合は令和 9 年度年度途中の利用調整対象となります。

③ 転所（園）申込みをされた方

内定となった場合、辞退して、元の保育園に在園することはできません。

全ての利用調整が完了し、元の保育園には新しく入園する方が決定しているため、いかなる理由があっても、転所（園）内定を辞退して、元の保育園に在園することはできません。辞退した場合、保育所（園）等の所属がなくなり、新たに申込みする場合には利用調整で減点の対象となります。

万が一、転所（園）申込を取下げる場合は、2月5日 17 時 30 分までに取下げフォーム（右の二次元コード）からお手続きください。（窓口での手続きも可）　→→→→→

④ 育児休業明け入所希望の方

育児休業明けで入所した場合は、必ずその月の末日までに職場復帰が必要です。月末が休日や祝日の場合でも、復帰日を翌月の日付にされますと内定取消しや辞退減点となりますので、ご注意ください。

育児休業を取得している職場への復職が必要です。育児休業を取得している職場を退職して転職される場合は育児休業明け加点なしで再選考となり、内定取消しや辞退減点になる場合があります。

申込み時の就労時間で復職することが必要です。短時間勤務制度を利用される（有給の育児休暇や部分休業等を含む）場合は申込み時に必ず申し出てください。申込み時と復職時で就労時間等が異なる場合は内定取消しや辞退減点となる場合がありますので、ご注意ください。

⑤ 枚方市に転入予定の方

入所月の1日までに必ず枚方市に転入（住民票の異動）をしてください。

転入予定で内定となった場合は、必ず入所月の1日までに転入（住民票の異動）をしていただく必要があります。1日時点で枚方市民ではない場合、退園となりますので、お気を付けください。

<注意>転入後、一定期間は遡って手続きができますので、詳細は、枚方市役所 市民課へお問い合わせください。

住所変更後は保育幼稚園入園課へ住所変更の手続き（下の二次元コード）をお願いします。

転入・市内転居申請フォーム

【お問い合わせ先】
枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課
〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
TEL：072-841-1472（直通） FAX：072-841-4319